

那珂川市総合行政・インターネット機器入替業務
仕様書

令和7年4月

1 業務名称

那珂川市総合行政・インターネット機器入替業務

2 業務場所

那珂川市庁舎及び関連する施設

3 本業務の業務期間と支払方法

(1) 業務期間 契約締結日～令和 12 年 8 月 31 日

(2) 運用期間 令和 8 年 1 月 1 日～令和 12 年 8 月 31 日

ただし、接続端末及び関連するソフトウェア等は、令和 7 年 12 月 27 日までに利用可能な状態とすること。

(3) 支払方法

本業務の契約は「月額の利用料方式」とし、令和 7 年 10 月以降の 60 か月間に、契約額を 60 等分で支払うこととする。

4 業務の目的

2024 年（令和 6 年）6 月、総務省は『自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画【第 3.0 版】』を公表し、この中でデジタル社会の実現に向けた自治体の役割の重要性が強調され、自治体 DX の推進に向けて、「自らが担う行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用して、住民の利便性を向上させるとともに、デジタル技術や AI 等の活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上に繋げていく」ことが求められている。

那珂川市（以下「本市」という。）においては、この実現に向けて自治体システムの標準化・共通化に取り組むとともに、自治体フロントヤード改革の推進、セキュリティ対策の推進など、上記の推進計画に掲げられた施策を着実に推進するとともに、これらの施策の実施を支える庁内の基盤整備が求められている。とりわけ、庁内で使用する端末及び関連するソフトウェアについては、老朽化等により更新や機能強化が強く求められる状況となっている。

本市において現在使用している番号利用系ネットワーク接続端末、LWAN 接続端末及びインターネット接続端末は、2019 年（令和元年）9 月に正職員分、2020 年（令和 2 年）9 月に会計年度任用職員分が導入された。これらの端末は令和 6 年 8 月末で利用開始から 4～5 年を経過し、法定耐用年数を超過する状況にあるため、機器の継続利用による操作時の遅延等の不具合や機器の故障等による弊害が予想され、端末更新は喫緊の課題となっている。

あわせて、インターネットに接続する端末の増と仮想ブラウザ環境の導入により、執務空間の利便性の向上と端末台数の抑制を図るとともに、資産管理ソフト、WSUS、アクティブディレトリ（ドメインコントローラー）の導入による端末の適切な管理の実現、ファイル授受システムの更新による外部とのファイル等のやり取りの適正化、ウイルス対策ソフト及び二要素認証ソフトの更新によるセキュリティ対策の向上を図ることにより、利便性と安全性を両立した端末操作環境の実現を図る必要があり、これらの取組みは、端末更新と一体的に行われる必要がある。

これらの趣旨を踏まえて本市では「那珂川市総合行政・インターネット機器入替業務」を実施し、自治体 DX を支える端末環境の充実強化を図り、自治体 DX の着実な推進を図ることとする。

5 用語の定義

用語の定義については、以下のとおり。

No.	用語	定義
1	受託事業者	本業務の受注者
2	利用者	本市において端末及びソフトウェアを利用する者。本市の正規職員、任期付職員、再任用職員、会計年度任用職員等が該当する。
3	管理担当者	本市において端末及びソフトウェアの管理を担当している者。総務課の職員がこれにあたる。
4	番号利用系ネットワーク	国が定める地方公共団体が接続するネットワークの一つで、マイナンバーを使用及び管理する業務で利用する。本市では株式会社 RKKCS が提供する総合行政システムの利用のため、番号利用系ネットワークを利用している。
5	LGWAN (Local Government Wide Area Network)	国が定める地方公共団体が接続するネットワークの一つで、国(J-Lis:総務省外郭団体)が提供する行政専用のネットワーク。本市では主に LG メールや一部システムの利用で使用している。
6	接続端末	本業務における調達対象となる端末で、番号利用系ネットワーク及びLGWAN、インターネットの各々のネットワークに接続する端末。
7	仮想ブラウザ	接続端末と異なるコンピュータやサーバ上で稼働するシステムを、接続端末の Web ブラウザに表示させる仕組み。 異なるネットワーク上にあるシステムを一台の端末で閲覧及び操作が可能になる。本市では、番号利用系ネットワーク接続端末で、インターネットの閲覧が可能となるよう仮想ブラウザを導入する。
8	資産管理ソフト	端末等の資産をネットワークに接続して管理するもので、資産台帳の機能を有するほか、ログ管理等により不正アクセスや情報漏洩を防止する機能を持つ。
9	WSUS	セキュリティ対策のため、端末の OS ソフト (Microsoft Windows) の更新 (アップデート) を行うための仕組み。 通常の Windows アップデートはインターネットに接続して実施するが、番号利用系ネットワークと LGWAN に接続する端末はインターネットに接続できないため、WSUS を通じてアップデートを実施する。
10	アクティブディレクトリ (ドメインコントローラー)	Windows の機能の一つで、ネットワークに接続する端末及び利用者の情報や権限などを一元管理する仕組み。 本市においては番号利用系ネットワークに接続する端末で利用する予定。

11	ファイル授受システム	異なるネットワーク間でファイルの授受を可能にするシステム。本市では、インターネット経由で授受したファイルを無害化し、番号利用系ネットワーク内のファイルサーバに置くために利用することを主たる用途とする。
12	ウイルス対策ソフト	インターネットなどのネットワークを介して侵入を試みるコンピュータウイルスなどを検知し、その機能を無効化する、あるいは排除するソフトウェア。
13	二要素認証ソフト	端末を利用する際、ID とパスワードでログインするが、更に指紋や静脈、瞳孔などの生体情報 (ID・パスワードを含めた二要素) を用いて、利用可能な者のみが確実にログインできるようにする仕組み。

6 本業務の範囲

本業務の範囲は以下のとおりとする。

(1) 端末及び関連するソフトウェア等の調達及びセッティング

令和7年9月から12月までに、現行端末からの切替のため新たな端末を本業務で調達し、利用者が利用できる状態にセッティングする。接続するネットワーク別の接続端末台数は本仕様書「8 端末及び関連するソフトウェアの更新の要件」を参照すること。

その際に、以下のソフトウェア及びアイコン等を接続端末において利用可能な状態にすること。

あわせて、ソフトウェア等の利用に際してサーバ機器が必要な場合は、当該のサーバを設置し稼働が可能な状態にすること。

なお、下記ソフトウェア等の稼働環境については、本市としてはクラウド環境の利用を想定しているが、庁内電算室へのサーバ機器等の設置 (オンプレミス) も可とする。

インターネットメールについては、現在物理端末を利用し MS-Outlook で受信している。本業務によりインターネットメールの送受信環境が変更となることから、現行環境から新環境への切替えにあたってのメール移行についても実施すること。

また、本業務で調達を行う端末のセットアップについては、マスター作成にあたり基幹系ベンダーである株式会社 RKKCS と協議を行うこと。

二要素認証、資産管理システムの導入を行うこと。

本業務において整備を行う各システムについては、利用者及び管理者向けマニュアルの作成等の導入支援を行うこと。

【関連するソフトウェア等】

- ・ 仮想ブラウザ (番号利用系ネットワーク接続端末でインターネットの閲覧を可能にすること)
- ・ 資産管理ソフト
- ・ WSUS
- ・ アクティブディレクトリ (ドメインコントローラー)
- ・ ファイル授受システム
- ・ ウィルス対策ソフト
- ・ 二要素認証ソフト

【現行業務で利用しているアイコン】

- ・総合行政システムのアイコン導入（標準準拠システムと標準化対象外システムの2種類）
- ・例規集のアイコン導入
- ・ファイルサーバのショートカットのアイコン導入
- ・グループウェアのアイコン導入
- ・土木積算システムのアイコン導入
- ・CADシステムのアイコン導入

(2) 端末及び関連するソフトウェア等の保守及び運用支援

上記(1)で調達・設置した接続端末及び関連するソフトウェア等並びにオンプレミス提案の場合のサーバ機器を含む保守及び運用支援を行うこと。保守及び運用支援の内容は以下の通りとし、業務の詳細は本業務の受託者と協議の上決定する。

- ・復旧対応に係る各種ソフトウェアの設定等
- ・資産管理ソフトの運用（アクセスログ保管など）
- ・WSUSによるWindowsアップデートの実施支援（不具合時の対応）
- ・アクティブディレクトリにおける職員の異動及び採用退職時の設定変更支援
- ・ファイル授受システムの運用支援（ファイル転送の大幅遅延発生時の対応）
- ・ウイルス対策ソフトの運用支援（ウイルス等による攻撃の回数や傾向分析、ウイルス侵入時の検知と分析）
- ・二要素認証ソフトの不具合時対応

(3) 端末及び関連するソフトウェア等を利用する施設

本業務において整備する端末及び関連するソフトウェア等を利用する施設は以下の通りとする。

- | | | |
|---------------|-------------|----------|
| ・市役所（本庁舎） | ・ふれあいこども館 | ・那珂川南中学校 |
| ・勤労青少年ホーム | ・特別支援教育センター | ・那珂川中学校 |
| ・市役所別館 | ・教育サポートセンター | |
| ・市役所第2別館 | ・安徳北小学校 | |
| ・保健センター | ・安徳小学校 | |
| ・都市整備部庁舎 | ・安徳南小学校 | |
| ・市民体育館 | ・岩戸北小学校校 | |
| ・第1地域包括支援センター | ・岩戸小学校 | |
| ・第2地域包括支援センター | ・片縄小学校 | |
| ・中央公民館 | ・南畑小学校 | |
| ・岩戸幼稚園 | ・後野分校 | |
| ・中央保育所 | ・那珂川北中学校 | |

7 本市における端末及び関連するソフトウェアの状況

ア 接続端末

1) 番号利用系ネットワーク接続端末：457 台

内 デスクトップ PC：410 台（モニタ 17 インチ）、ノート PC：47 台

2) LGWAN 接続端末：16 台 ノート PC

3) インターネット接続端末：72 台 内 デスクトップ PC：62 台、ノート PC：10 台

インターネットメールの送受信については、課・係の共有アカウントを使用し、同端末の MS-
Outlook で送受信を行っている。

4) スタンドアロン端末：3 台 ノート PC

上記 1) から 4) までの接続端末は、いずれも令和元年度から導入されており、法定耐用年数を超過する上、OS が Windows10 となっているため、早期の更新が求められる。

イ 仮想ブラウザ

現在本市では、仮想ブラウザを導入していない。

ウ 資産管理ソフト

現行ソフトウェア：AssetView（株式会社九州日立システムズ）

主な用途：手動によるアクセスログ収集、個人情報等ファイル検索、デバイス制御、ファイル制御・暗号化

エ WSUS

現状は、番号利用系ネットワーク接続端末用及び LGWAN 系ネットワーク接続端末用の WSUS が各々導入されているが、番号利用系ネットワーク接続端末においては、これを利用した Windows アップデートは行われていない。

オ アクティブディレクトリ（ドメインコントローラー）

現行の用途：PC ログイン認証

ブラウザの設定（ゾーン設定、詳細設定など）

EdgeIE モード設定

ショートカット配布

コントロールパネルなどの表示制限

ActiveX のインストール

WSUS サーバ指定

外部媒体制御

外字配信

カ ファイル授受システム

現在は、福岡県セキュリティクラウドにおけるファイル無害化サービスを利用しており、本市として独自にファイル無害化システムを導入していない。

キ ウイルス対策ソフト

現行ソフトウェア：ウイルスバスターコーポレートエディション plus（株式会社大塚商会）

主な用途：クライアント PC の一括管理、スパイウェアの検出・削除、OS の脆弱性の検出・通知、ウイルス感染の予防から対策及び復旧・回復までの自動化

ク 二要素認証ソフト

現行ソフトウェア・認証手法：EVE MA（株式会社九州日立システムズ）静脈認証

課題：静脈認証を利用することにより、利用者の手の乾燥などの要因でログインできないケースが発生するなど、対応に苦慮する場合がある。

8 端末及び関連するソフトウェアの更新の要件

ア 接続端末・モニタ

1) 番号利用系ネットワーク接続端末及び接続用モニタ：460 台 ノート PC

上記接続端末は、全ての端末でマルチディスプレイを実現する。

2) LGWAN 接続端末：25 台 ノート PC

3) インターネット接続端末：70 台 ノート PC

用途：ホームページの編集など HTTP の利用及びクライアント証明書のインポート

これと別に、番号利用系ネットワーク接続端末は仮想ブラウザ経由でインターネットの閲覧を可能にする。

各々の端末に求める最低限のスペックは以下の通りとし、納入する端末は全て同一機種とする。

OS：Windows11pro

CPU：Core i5-1235U プロセッサ（10 コア、12MB キャッシュ、最大 4.40 GHz）又はこれと同程度以上の性能を有するもの

メモリ：16 ギガ以上

通信機能：Wi-Fi の利用及び Bluetooth®接続が可能な機能を有すること。

ノートPCの画面：15.6FHD（Webカメラ付）（1920×1080ドット）

記憶ストレージ：256GB SSD以上（暗号化機能付）

光学ドライブ：DVDスーパーマルチドライブ内蔵

キーボード：テンキー付キーボード、JIS標準配列

モニタの画面：21 インチ以上 23 インチ未満とし、設置スペースを大きくとらないものとする。

イ 仮想ブラウザ

上記アで調達した番号利用系ネットワーク接続端末において、インターネットの閲覧が可能となるよう、仮想ブラウザソフト及びこれが稼働可能となるようなサーバ並びにネットワーク環境を整備すること。また、仮想ブラウザを通じてインターネットメールを個人アカウントで利用を可能にすること。インターネットメールの送受信については、仮想ブラウザ経由での Web メールでの利用が可能となるよう構築を行うこと。後述のインターネットメールからのファイルダウンロードや現状の共有アカウントから個人アカウントへの変更等、職員の利用環境が大きく変更となることが想定される為、職員への周知方法についても提案に基づき実現方策を定める。MS-Office については、本業務完了後にライセンスサポート期限の到来に合わせ、将来的には Microsoft 365 への移行を想定している。なお、仮想ブラウザ用サーバをクラウド環境で運用する場合は本市で現在利用しているクラウド環境で運用し、接続回線の利用ができない場合は別途本業務の範囲内でサーバ整備、回線接続及び運用すること。

ウ 資産管理ソフト

上記アで調達した番号利用系ネットワーク接続端末及びインターネット接続端末において、端末の設置場所及び利用者の ID 等管理並びにアクセスログの保管を行うこと。アクセスログを概ね 3 か月に 1 回本市総務課が取得の上確認するので、簡便にログの取得及び提供が可能となる機能を有すること。

下記仕様の「エ WSUS」機能と「キ ウイルス対策ソフト」機能を本資産管理ソフトで提供できる場合は、その旨を事業者の提案に基づき実現方策を検討すること。

なお、ウイルス対策ソフト用サーバをクラウド環境で運用する場合は本市で現在利用しているクラウド環境で運用し、接続回線の利用ができない場合は別途本業務の範囲内でサーバ整備、回線接続及び運用すること。

エ WSUS

上記アで調達した番号利用系ネットワーク接続端末及び LGWAN 接続端末において、Windows アップデートが可能となるような WSUS ソフト及びこれが稼働可能となるようなサーバ並びにネットワーク環境を整備すること。

なお、WSUS サーバをクラウド環境で運用する場合は本市で現在利用しているクラウド環境で運用し、接続回線の利用ができない場合は別途本業務の範囲内でサーバ整備、回線接続及び運用すること。

また、本市は将来的に Microsoft 社の Microsoft 365 を利用する可能性があり、これを考慮して WSUS を整備すること。

オ アクティブディレクトリ（ドメインコントローラー）

上記アで調達した番号利用系ネットワーク接続端末において、各端末の利用者の ID 等や各業務システムへの接続権限などを一元管理できるアクティブディレクトリ等の機能を提供すること。あわせて、年度当初の定期人事異動時における権限設定の変更作業を本業務の中で実施すること。定期人事異動時以外の異動時の権限設定変更は、事業者との協議の上実施者を決定するが、本市総務課においても実施可能とすること。

カ ファイル授受システム

上記アで調達した番号利用系ネットワーク接続端末において、仮想ブラウザを用いてインターネットに接続し、メールやホームページ等からダウンロードしたファイルを無害化し、番号利用系ネットワーク内のファイルサーバに置くことを可能にすること。

ファイルの授受に当たっては、1 ファイルあたり 200MB までは同時にアップロードした場合でも遅滞なく無害化及びダウンロードを可能にすること。

なお、ファイル授受システム用サーバをクラウド環境で運用する場合は、本市で現在利用しているクラウド環境で運用し、接続回線の利用ができない等本市の利用しているクラウド環境が利用できない場合は、別途本業務の範囲内でサーバ整備、回線接続及び運用すること。

キ ウイルス対策ソフト

上記アで調達した番号利用系ネットワーク接続端末において、ネットワークを介して侵入を試みるコンピュータウイルスなどを検知し、その機能を無効化する又は排除するソフトウェアを導入すること。

なお、ウイルス対策ソフト用サーバをクラウド環境で運用する場合は本市で現在利用しているクラウド環境で運用し、接続回線の利用ができない場合は別途本業務の範囲内でサーバ整備、回線接続及び運用すること。

ク 二要素認証ソフト

上記アで調達した番号利用系ネットワーク接続端末において、二要素認証を実現するためのソフトウェアを導入すること。認証の方式は受託事業者の提案に基づき、本市との協議によって決定する。

なお、二要素認証ソフト用サーバをクラウド環境で運用する場合は本市で現在利用しているクラウド環境で運用し、接続回線の利用ができない等本市の利用しているクラウド環境が利用できない場合は、別途本業務の範囲内でサーバ整備、回線接続及び運用すること。

9 端末への関連ソフトウェア導入とセッティング

(1) 関連ソフトウェアのセッティング

「8 端末及び関連するソフトウェアの更新の要件」のイ以降に示す関連ソフトウェア及び以下の設定を行うこと。

- ・ IP 管理台帳に基づいた IP アドレスの設定
- ・ 接続するプリンタ情報の接続端末への設定
- ・ 市が指定するプリンタドライバのインストール作業
- ・ 既存 MS-Office の活用及びインストール作業
- ・ 市が指定するラベルの作成及び機器への貼付け作業

(2) 現行業務で利用しているアイコン等の導入

現行業務で利用しているアイコンについて、(1) でセッティングした端末への以下の導入作業は、本業務において実施すること。

現行端末と新端末を並行で利用する時期が生じる場合には、AD 管理や二要素認証、資産管理ソフトの利用に関して問題が起きないように設定を行うこと。

【本業務において実施を求めるアイコン等の導入】

※導入の台数は、特に記載があるものを除き番号利用系ネットワーク接続端末全てとする。

- ・ 総合行政システムのアイコン導入（標準準拠システムと標準化対象外システムの 2 種類）
- ・ 生活保護システムのアイコン導入（生活福祉課：16 台）
- ・ 例規集のアイコン導入
- ・ ファイルサーバのショートカットのアイコン導入
- ・ グループウェアのアイコン導入

その他現行端末で利用しているショートカット及びシステムのアイコンについては本市と協議を行い導入すること。

なお、以下の台数については、現時点での台数であって、導入時点では台数に変動があるものとする。

- ・ 土木積算システムのアイコン導入（下水道課：3 台、都市計画課：4 台、建設課：12 台、農林課：3 台、スポーツ課：2 台）
- ・ CADシステムのアイコン導入（下水道課：3 台、地域振興課：2 台、都市計画課：4 台、建設課：12 台、農林課：3 台、スポーツ課：2 台、教育総務課：3 台）

(3) 端末納入先と関連ソフトウェアのセッティング作業先

端末納入先は本市とし、関連するソフトウェアやセッティング等の内容については、発注者の事前了承を受け、本作業を受託事業者にて実施した上で本市に納入すること。ただし、セッティング等を行う環境については、セキュリティの観点から発注者の事前許可を得ること。

10 端末及びサーバに関連する機器・ソフトウェアの保守・運用

ア 端末機器・ソフトウェアの保守・運用

1) 円滑に利用可能となるよう管理・運用を実施すること。導入する 555 台の端末については、基本的に 5 年保守等を付与し、受注者の責任において契約期間中は導入時と同じく正常に使用できる状態とすること。また、故障発生時には当市の業務影響を低減する方策を講じること。

2) 稼働環境

- ①受注者は障害等が発生した場合、状況把握及び障害切り分けが可能な仕組みを構築すること。
- ②障害対応が必要な場合には、速やかに改修・復旧等の作業を行うこと。
- ③改修・復旧作業に関しては原則開庁日での対応とし、ソフトウェアのセッティング等を行い正常稼働環境への復旧対応を行うこと。
- ④復旧に際して部品交換等が必要な場合は、天災・人災での障害を除き復旧に係る費用は本利用料に含めること。

3) 以下の管理を実施すること。

- ①障害履歴の対応履歴等は、毎月の報告書に記載し発注者へ提出すること。
- ②端末の IP・番号及び配置管理を行い、変更が発生するたびに発注者へ報告すること。

4) 機器メンテナンス

- ①機器のメンテナンス及びアップデート作業等を実施する際には、事前に発注者に通知を行い承認のもと実施すること。
- ②セキュリティパッチ適用等の脆弱性対応などの緊急を要する場合は、臨機に対応を行い、発注者に事後報告を行うこと。

イ サーバ環境・ソフトウェアの保守・運用

1) 円滑に利用可能となるよう管理・運用を実施すること。

- ①本業務で導入するハードウェア及びソフトウェア等のマニュアル類を整備し納品すること。
- ②監視用環境を通してサーバ・ネットワーク機器への遠隔操作による保守を実現できる仕組みを構築すること。
- ③遠隔操作に使用する接続回線は、セキュリティ強靱化の観点から、インターネットから隔離された広域イーサや閉域網サービスを利用すること。

2) 稼働環境

- ①受注者は障害等が発生した場合、状況把握及び障害切り分けが可能な仕組みを構築すること。
- ②障害対応が必要な場合には、速やかに確認・復旧等の作業を行うこと。
- ③確認・復旧作業に関しては原則開庁日での対応とし、できる限り速やかに正常稼働環境への復旧対応を行うこと。
- ④復旧に際して部品交換等が必要な場合は、天災・人災での障害を除き復旧に係る費用は本利用料に含めること。

3) 履歴管理

- ① 障害履歴の対応履歴等は、毎月の報告書に記載し発注者へ提出すること。
- ② サーバ環境管理を行い、変更あるたびに発注者へ報告すること。

4) 機器メンテナンス

- ① 機器のメンテナンス及びアップデート作業等を実施する際には、事前に発注者に通知を行い承認のもとで実施すること。
- ② セキュリティパッチ適用等の脆弱性対応などの緊急を要する場合は、臨機に対応を行い、発注者に事後報告を行うこと。

ウ 共通事項

1) 定例報告

本仕様書「11 進捗管理」に示す定例会において、端末及びサーバ環境の稼働状況、機器等の故障と交換の状況、ソフトウェアのアップデート等運用の状況、アクセスログ集計結果、障害発生及び対応の状況等を報告書の書面で報告し、本市からの問合せに対応すること。

2) 障害発生時の対応

- ① 障害が発生した際には、速やかに発注者に報告を行うこと。
- ② 緊急を要する場合は、臨機に対応を行い発注者に事後報告を行うこと。
- ③ 機器に障害が発生した際、又は障害が発生した可能性がある際には、発注者及びハードウェアメーカーと連携し、速やかに障害に関する調査及び障害復旧対応に努めること。
- ④ 障害切り分けの結果、受注者の管理するシステム及びネットワーク以外に原因がある場合、可能な限り発注者及び関係ベンダーへの協力に努めること。

3) 運用上の疑問及び相談への対応

- ① 発注者からの運用に係る疑問及び相談に対する対応、助言を行うこと。
- ② 必要に応じて発注者、受注者協議の上、運用方法の見直しを行うこと。

4) 対応時間

土日、祝日、年末年始を除く平日の 8:30～17:00 とする。但し緊急の場合は、この限りではない。

11 進捗管理

端末及び関連するソフトウェアの更新時並びに端末機器・サーバ環境・ソフトウェアの保守・運用時に、本契約期間内を通じて毎月 1 回を目途に市長部局及び本業務の事業者が会し進捗状況を確認する定例会を開催すること。定例会の際の会議録は本業務の事業者が作成し、会議後 7 営業日以内に事務局に提出すること。

12 業務スケジュール

(1) 想定スケジュール

	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1
	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
事前準備、設計、契約	←————→									
機器手配				←————→						
キッティング						←————→				
機器入替								←————→		
最終確認、旧機器撤去									←————→	

13 実施計画書の提出

契約日から 14 日以内に本業務の実施内容及び進捗状況の把握に使用する実施計画書を WBS 形式で作成の上、事務局に提出すること。

なお、機器・配線網の調査・確認の結果、実施計画書の修正が必要になった場合は、直ちに事務局への申し入れを行いスケジュール等の修正を行い、事務局まで提出すること。

14 納品物件

- ・実施計画書（WBS）
事業進捗に伴いスケジュール等の修正が発生した場合は、その修正を反映したもの
- ・更新対象機器一覧
- ・ネットワーク構成図
- ・ソフトウェアのライセンスを証明するもの
- ・本業務に係るマニュアル類

15 事務局・契約先

那珂川市総務課 DX 推進担当

〒811-1292

福岡県那珂川市西隈 1-1-1

電話：092-953-2211

E-mail：jyohou@city-nakagawa.fukuoka.jp